## 記入例

別表1

(A4) 建築物に係る解体工事

## 分別解体等の計画等

建築物の構造			<ul><li>☑木造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造 □コンクリートブロック造 □その他( )</li></ul>				
	建築物の状況		築年数_ <b>30</b> 年、棟数				①築年数(又は建築年)を記載、複数等の場
建築物に			その他( <b>住宅密集地内</b> )				∠合は、各々記載
関する調査の結果			周辺にある施設 <b>②</b> 住宅 □商業施設 □学校 <b>②</b> 病院 □その他( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>m</u> をの他( <b>住宅密集地内</b> )				
且切船木							②隣家の建物への近接状況、周辺環境、その (他施工に注意が必要な事項
			建築物に関する調査の結果		工事着	手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 □十分 ☑不十分			の承諾済	②解体機械の設置場所、作業空地の状況
			その他( ) 隨害物 □有( ) <b>▽</b> 無		道路使用	許可洛	
			障害物 □有( ) ☑無 前面道路の幅員 約 m				
			前間道路の幅員 和			!員の常駐 i <sub>ツ</sub> ケで搬出	(④搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状 ∠ 況など
					21717	ツンと形山	
建築物に 関査の が 高の が 前する が 前する 内 着 施 置 の の の の の の で の の で の り の り の り の り の り			②有( エアコン)			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			□無		工事施工	までに引き取り依頼済	< ⑤家電製品、タンス等の残存物品
			□有 ( <b>☑</b> 無				
	他法	石綿 (大気汚染防 止法・安全衛 生法石綿則) フロン(フロン 排出抑制法)	□ / □ / □ 飛散性石線(吹付け石線、石線含有断熱材等) □ 非飛散性石線(石線含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着( 図有 □無 ) □ 無 □ 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの)			綿に関する諸官庁届出(大防法、	1
	令関 係					<ul><li>・石綿予防規則等)</li><li>綿の適正処理の実施</li></ul>	
					_	石綿の適正処理の実施	⑥近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、 石綿、フロンなどの有害物質が存在する場合 は対処について記載
					ン <b>ピ</b> フロン類 書面の保	使用機器の有無に関する事前確認 字	
	101 141-141-141		✓ 無		□フロン類 □フロン類		③原則エ佐業セが、機械併用の組合はその
	その他					AND THE	
							⑦原則手作業だが、機械併用の場合はその 理由
工	工程			作業内容		分別解体等の方法	注:単純に工期短縮のため等の場合は不可
程ごと①建築	&設備・	内装材等		建築設備・内装材等の取 ☑有 □無	り外し	☑ 手作業	
の作				☑ 有 □無		□ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )	「⑧原則手作業だが、機械併用の場合はその」 理由
業 ②屋村	艮ふき杉	†		屋根ふき材の取り外し		☑ 手作業	注:単純に工期短縮のため等の場合は不可
内容				☑有 □無		□ 手作業・機械作業の併用	□ 機械併用の場合は、足場等の設備を設置し てもなお、1.屋根版の腐朽 2.トタン屋根のた
及の知り	装材·上部構造部分			外装材・上部構造部分の	形の梅1	### ### ### ### ### ### ### #### ####	め滑りやすいなど
び 解				☑有 □無	収り扱し		
(本) (4) 基礎・基礎ぐい   方   法 (5) その他				基礎・基礎ぐいの取り壊し	,	□ 手作業	③上部構造部分とは、基礎より上部、屋根(屋上)より下部の躯体部分を指す
				☑有 □無 その他の取り壊し		<ul><li>✓ 手作業・機械作業の併用</li><li>□ 手作業</li></ul>	
				□有 <b>☑</b> 無 □ 手作業·機械作業の併用			
工事の工程の順序				<ul><li>☑上の工程における①→②→③→④の順序</li><li>□その他( )</li></ul>		の順序	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
						となった石膏ボード、タイル、壁紙の塩化ビニ	
☑内装材に木材が含まれる場合				その他の場合の理由( ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し			へい、窓枠の金属など
ELIZEVICTORIA E SUVEZZA E				□可 <b>②</b> 不可 不可の場合の理由( <b>建築物の構造上、取り外しができないため</b> )			①「事前の取り外し」:原則木材より先に取り
							│ 外す必要があるが、技術上困難である場合は 〈その理由を記載
建築物に用いられた建設資材の量の見込み				40トン			
	E建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み でその発生が見込まれる建築物の部分			種類 量の見込み		発生が見込まれる部分(注)	□ (③特定建設資材に限らず全ての重量を記載 すること(数量は整数表示)
乗及びる物				☑コンクリート塊	10k		
発				□アスファルト・コンクリ・			
生見				75 75 70 70 11 1 1 1 1 1	<u>الا</u>	トン <b>□ ⑤ □ <b>⑥ □ <b>⑥ □ ◎ □ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</b></b></b>	
込				☑建設発生木材	<b>25</b> N	<b>☑</b> ① <b>☑</b> ② <b>☑</b> ③ □④ ✓□⑤	
量 (注) (	〕建築設備	i・内装材等 ②屋根。	ふき材 ③外装材・上部構造	き部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考							

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。